

議第11号

平成30年度京都市土地取得特別会計予算

平成30年度京都市土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,523,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表市債」による。

平成30年2月16日提出

京都市長 門川大作

2 土地取得

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 1,832,999
	1 財 産 運 用 収 入	38,242
	2 財 産 売 払 収 入	1,794,757
2 繰 入 金		3,690,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,690,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 市 債		4,000,000
	1 市 債	4,000,000
歳 入 合 計		9,523,000

歳 出

款	項	金 額
1 土 地 先 行 取 得 費		千円 9,523,000
	1 土 地 先 行 取 得 費	4,000,000
	2 公 債 費	5,033,009
	3 繰 出 金	489,991
歳 出 合 計		9,523,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土地先行取得費	1 土地先行取得費	土地先行取得事業	300,000 <small>千円</small>

第3表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費	4,000,000 <small>千円</small>	発行価格が額面と異なる場合は、その差額を埋めるために発行額を超過する金額を加算した額	8.0以内%	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によつては、繰上償還をすることができ